特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の確保に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩手県知事

公表日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	県税の賦課及び徴収
③システムの名称	県税クラウドサービス

2. 特定個人情報ファイル名
県税クラウドサービスデータベースファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の24及び133の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び主務省令	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩手県総務部税務課
②所属長の役職名	総括課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩手県行政情報センター 020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁1階） 019-629-5062 利用時間：午前9時～午後5時

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩手県総務部税務課 020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号 019-629-5141

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年10月23日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年10月23日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うほか、住基ネット照会を行う際には原則として4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。住基ネット照会においてやむを得ず2情報しか利用できない場合、誤った紐付けを避けるため、複数人該当した場合等は確実性の無い情報の紐付けは一切行わない。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「1.対象人数」ー計数日	平成26年12月１日時点	平成28年７月30日時点	事後	
平成28年8月16日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「2.取扱者数」ー計数日	平成26年12月１日時点	平成28年７月30日時点	事後	
平成29年6月19日	「５　評価実施機関における担当部署」ー「②所属長」	総括課長　小畑　真	総括課長　横道　栄雄	事後	③その他の項目の変更
平成29年6月19日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「1.対象人数」ー計数日	平成28年７月30日時点	平成29年５月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「2.取扱者数」ー計数日	平成28年７月30日時点	平成29年５月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「1.対象人数」ー計数日	平成28年７月30日時点	平成29年５月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「2.取扱者数」ー計数日	平成28年７月30日時点	平成29年５月31日時点	事後	
平成30年6月29日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「1.対象人数」ー計数日	平成29年５月31日時点	平成30年５月31日時点	事後	
平成30年6月29日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「2.取扱者数」ー計数日	平成29年５月31日時点	平成30年５月31日時点	事後	
令和1年6月25日	「5評価実施機関における担当部署」ー「②所属長の役職名」	総括課長　横道　栄雄	総括課長	事後	
令和1年6月25日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「1.対象人数」ー計数日	平成30年５月31日時点	令和元年５月31日時点	事後	
令和1年6月25日	「Ⅱしきい値判断項目」ー「2.取扱者数」ー計数日	平成30年５月31日時点	令和元年５月31日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ　リスク分析	ー	（新規追加）	事後	
令和6年8月2日	Ⅰ　関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム	岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　関連情報　2.特定個人情報ファイル名	1 個人事業税課税ファイル 2 不動産取得税課税ファイル 3 自動車税課税ファイル 4 収納ファイル 5 未納ファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第１の16及び89	番号法第9条第1項　別表の24及び133の項	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第２の28	番号法第19条第８号及び主務省令	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和６年４月１日 時点	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和６年４月１日 時点	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　リスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　リスク対策　5.特定個人情報の提供・移転		十分である	事前	
令和7年1月23日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規追加	十分である		
令和7年1月23日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か　判断の根拠	新規追加	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うほか、住基ネット照会を行う際には原則として4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。住基ネット照会においてやむを得ず2情報しか利用できない場合、誤った紐付けを避けるため、複数人該当した場合等は確実性の無い情報の紐付けは一切行わない。		
令和7年1月23日	Ⅳリスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加	全項目評価又は重点項目評価を実施する		
	Ⅰ　関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）	県税クラウドサービス	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる取扱いの変更
	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和6年４月１日 時点	令和8年10月23日 時点	事後	しきい値の再確認に伴う修正
	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年４月１日 時点	令和8年10月23日 時点	事後	しきい値の再確認に伴う修正